

平成29年9月13日
大臣官房官庁営繕部計画課

営繕工事で週休2日（現場閉所）工事のモニタリングを実施 ～建設現場の就労環境の改善や担い手確保に向けて～

- 国土交通省の営繕工事では、公共建築工事標準仕様書等において、原則として土日祝日※1には施工を行わないこととしていますが、様々な事情から週休2日が確保されない場合があります。
- 建設業の週休2日の推進等、政府の「働き方改革実行計画」に示された方針などに基づき、営繕工事において、現場閉所を含む週休2日工事のモニタリングを実施し、週休2日の確保を目指すとともに、その阻害要因の把握とその改善方策の検討を進めることとします。
 - ※1 土日祝日とは「行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日」をいいます。

【モニタリング対象工事の内容等】

- 原則、延べ床面積約1,000㎡以上の新築工事で契約後に受発注者間でモニタリングの対象とする協議が整った工事。
- 原則（※2）、土日祝日は「現場閉所」とする。
 - ※2 現場閉所の頻度については、各現場の状況等を勘案し、受発注者の協議により適切に設定するものとします。
- 受発注者の予期せぬ事情により、目標の達成に向けた課題が生じた場合には、受発注者間で要因の把握や対応策を協議し、要因の解消に努める。
- 阻害要因の把握やその改善方策の検討を行うために、工事完了時点で受発注者へアンケート調査を実施。

【その他】

- 本年度発注工事で契約後、モニタリングの対象とする協議が整った案件から順次実施します。
- 引き続き、公共建築工事における工期設定の基本的考え方などを踏まえ、適切な工期設定に努めます。
- なお、総合評価落札方式において週休2日の確保を評価項目として設定しません。また、工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定しており、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価します。

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

榊（さかき）、山本

代表 03-5253-8111（内線23223、23226）

直通 03-5253-8234

F A X 03-5253-1542